

(医療法の準用)

第五十条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第九条第二項の規定は、介護老人保健施設の開設者について、同法第十五条第一項及び第三項の規定は、介護老人保健施設の管理者について、同法第三十条の規定は、第百一条、第百二条第一項、第百三条第三項及び第百四条第一項の規定による処分について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的証書又は、政令で定める。

(医療法との関係等)

第六十条 介護老人保健施設は、医療法にいう病院又は診療所ではない。ただし、同法及びこれに基づく命令以外の法令の規定(健康保険法、国民健康保険法その他の法令の政令で定める規定を除く。)において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護老人保健施設(政令で定める法令の規定にあつては、政令で定めるものを除く。)を含むものとする。

第三款 介護医療院

(開設許可)

第七十条 介護医療院を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2) 介護医療院を開設した者が、当該介護医療院の入所定員その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、前項と同様とする。
- 3) 都道府県知事は、前二項の許可の申請があつた場合において、次の各号(前項の申請にあつては、第二号又は第三号)のいずれかに該当するときは、前二項の許可を与えることができない。

- 一 当該介護医療院を開設しようとする者が、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者でないとき。
- 二 当該介護医療院が第百十一条第一項に規定する療養室、診療室、処置室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定める施設又は同条第二項の厚生労働省令及び都道府県の条例で定める人員を有しないとき。
- 三 第百十一条第三項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準に従つて適正な介護医療院の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 六 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 七 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 八 申請者が、第百十四条の六第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日)前六十日以内に当該法人の役

(医療法の準用)

第五十条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第九条第二項の規定は、介護老人保健施設の開設者について、同法第十五条第一項及び第三項の規定は、介護老人保健施設の管理者について、同法第三十条の規定は、第百一条から第百四条までの規定に基づく処分について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的証書又は、政令で定める。

(医療法との関係等)

第六十条 介護老人保健施設は、医療法にいう病院又は診療所ではない。ただし、医療法及びこれに基づく命令以外の法令の規定(健康保険法、国民健康保険法その他の法令の政令で定める規定を除く。)において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護老人保健施設(政令で定める法令の規定にあつては、政令で定めるものを除く。)を含むものとする。

第七十条から第百十五条まで 削除

員又はその開設した介護医療院の管理者であつた者で当該取消
しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該許可を
取り消された者が第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人
でないものである場合には、当該通知があつた日前六十
日以内に当該者の開設した介護医療院の管理者であつた者で当
該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）で
あるとき。ただし、当該許可の取消しが、介護医療院の許可の
取消しのうち当該許可の取消しの処分の理由となつた事実及び
当該事実の発生を防止するための当該介護医療院の開設者によ
る業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実
に関して当該介護医療院の開設者が有していた責任の程度を考
慮して、この号本文に規定する許可の取消しに該当しないこと
とすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令
で定めるものに該当する場合を除く。

九 申請者が、第百十四条の六第一項又は第百十五条の三十五第
六項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五
条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分
をしないことを決定する日までの間に第百十三条第二項の規定
による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由があ
る者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しな
いものであるとき。

十 申請者が、第百十四条の二第一項の規定による検査が行われ
た日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第百十四条
の六第一項の規定による許可の取消しの処分に係る聴聞を行う
か否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で
定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行
われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該
特定の日をいう。）までの間に第百十三条第二項の規定による
廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を
除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

であるとき。

十一 第九号に規定する期間内に第百十三条第二項の規定による
廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日
前六十日以内に当該届出に係る法人（当該廃止について相当の
理由がある法人を除く。）の役員若しくはその開設した介護医
療院の管理者又は当該届出に係る第一号の厚生労働大臣が定め
る者のうち法人でないもの（当該廃止について相当の理由があ
る者を除く。）の開設した介護医療院の管理者であつた者で、
当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十二 申請者が、許可の申請前五年以内に居宅サービス等に関し
不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十三 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から前号ま
でのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十四 申請者が、第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人で
ないもので、その事業所を管理する者その他の政令で定める使
用人のうちに第四号から第十二号までのいずれかに該当する者
のあるものであるとき。

4 都道府県知事は、営利を目的として、介護医療院を開設しよう
とする者に対しては、第一項の許可を与えないことができる。

5 都道府県知事は、第一項の許可又は第二項の許可（入所定員の
増加に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の
申請があつた場合において、当該申請に係る施設の所在地を含む
区域（第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定め
る区域とする。）における介護医療院の入所定員の総数が、同条
第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業
支援計画において定めるその区域の介護医療院の必要入所定員総
数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の開設若しくは
入所定員の増加によつてこれを超えることになるか認めるとき、
その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ず
るおそれがあると認めるときは、第一項の許可又は第二項の許可

を与えないことができる。

6 都道府県知事は、第一項の許可又は第二項の許可をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

(許可の更新)

第百八条 前条第一項の許可は、六年ごとにその更新を受けなければならないが、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条の規定は、第二項の許可の更新について準用する。

(介護医療院の管理)

第百九条 介護医療院の開設者は、都道府県知事の承認を受けた医師に当該介護医療院を管理させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、介護医療院の開設者は、都道府県知事の承認を受け、医師以外の者に当該介護医療院を管理させることができる。

(介護医療院の基準)

第百十条 介護医療院の開設者は、次条第三項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等

に応じて適切な介護医療院サービスを提供するとともに、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に介護医療院サービスを受ける者の立場に立つてこれを提供するように努めなければならない。

2 介護医療院の開設者は、介護医療院サービスを受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該介護医療院サービスを提供するように努めなければならない。

第百十一条 介護医療院は、厚生労働省令で定めるところにより療養室、診察室、処置室及び機能訓練室を有するほか、都道府県の条例で定める施設を有しなければならない。

2 介護医療院は、厚生労働省令で定める員数の医師及び看護師のほか、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者を有しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、介護医療院の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

4 都道府県が前三項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

一 介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数

二 介護医療院の運営に関する事項であつて、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるものの

5 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準(介護医療院サービスの取扱いに関する部分に限る。)を定めよう

とすることが、あらかじめ社会福祉協議会の意見を聴かなければならない。

6 介護医療院の開設者は、第百十三条第二項の規定による廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前日に当該介護医療院サービスを受けていた者であつて、当該廃止又は休止の日以後においても引き続き当該介護医療院サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の介護医療院の開設者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

7 介護医療院の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(広告制限)

第百十二条 介護医療院に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

- 一 介護医療院の名称、電話番号及び所在の場所を去する事項
- 二 介護医療院に勤務する医師及び看護師の氏名
- 三 前二号に掲げる事項のほか、厚生労働大臣の定める事項
- 四 その他都道府県知事の許可を受けた事項

2 厚生労働大臣は、前項第三号に掲げる事項の広告の方法について、厚生労働省令で定めるところにより、必要な定めをすることができる。

(変更の届出等)

第百十三条 介護医療院の開設者は、第百七条第二項の規定による許可に係る事項を除き、当該介護医療院の開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該介護医療院を再開したときは、厚生労働省令で定めるところに

より、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 介護医療院の開設者は、当該介護医療院を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

第百十四条 都道府県知事又は市町村長は、介護医療院の開設者による第百十一条第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該介護医療院の開設者及び他の介護医療院の開設者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該介護医療院の開設者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、同一の介護医療院の開設者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該介護医療院の開設者による第百十一条第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該介護医療院の開設者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

(報告等)

第百十四条の二 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者若しくは医師その他の従業者(以下「介護医療院の開設者等」という。)に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、介護医療院の開設者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、介護医療院の開設者等に対して質問させ、若しくは介護医療院、介護医療院の開設者の事務所その他介護医療院の運営に係りの

ある場所に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

21 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について適用する。

31 第一項の規定により、介護医療院の開設者等に対し報告若しくは提出若しくは指示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に介護医療院の開設者等に対し質問させ、若しくは介護医療院に立入検査をさせた市町村長は、当該介護医療院につき次条、第百十四條の四第一項、第百十四條の五第三項又は第百十四條の六第一項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(設備の使用制限等)

第百十四條の三 都道府県知事は、介護医療院が、第百十一條第一項に規定する療養室、診察室、処置室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定める施設を有しなくなつたとき、又は同条第三項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準（設備に関する部分に限る。）に適合しなくなつたときは、当該介護医療院の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

(変更命令)

第百十四條の四 都道府県知事は、介護医療院の管理者が介護医療院の管理者として不適当であると認めるときは、当該介護医療院の開設者に対し、期間を定めて、介護医療院の管理者の変更を命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、介護医療院に入所している者の生命又は身体の安

全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

(業務運営の勧告、命令等)

第百十四條の五 都道府県知事は、介護医療院が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該介護医療院の開設者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 その業務に従事する従業者の人員について第百十一條第二項の厚生労働省令又は都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合、当該厚生労働省令又は都道府県の条例で定める員数を満たすこと。

二 第百十一條第三項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準（運営に関する部分に限る。）に適合していない場合、当該介護医療院の設備及び運営に関する基準に適合すること。

三 第百十一條第六項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合、当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた介護医療院の開設者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた介護医療院の開設者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該介護医療院の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る介護医療院サ―ビスを行った介護医療院について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると

認めるときは、その旨を当該介護医療院の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(許可の取消し等)

第百十四条の六 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該介護医療院に係る第七条第一項の許可（以下この条において「許可」という。）を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 介護医療院の開設者が、許可を受けた後正当な理由がなく、六月以上その業務を開始しないとき。
- 二 介護医療院が、第七条第三項第四号から第六号まで、第十二号（第七号に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第十四号（第七号に該当する者のあるものであるときを除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。
- 三 介護医療院の開設者が、第十一條第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。
- 四 介護医療院の開設者に犯罪又は医事に関する不正行為があつたとき。
- 五 第二十八條第五項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。
- 六 施設介護サービス等の請求に関し不正があつたとき。
- 七 介護医療院の開設者等が、第十四条の二第一項の規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 八 介護医療院の開設者等が、第十四条の二第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは怠慢したとき。ただし、介護医療院の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止

するため、当該介護医療院の開設者又は管理者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

九 前各号に掲げる場合のほか、介護医療院の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律と政令で定めるもの又はこれらの法律に基づき命令若しくは処分を違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 介護医療院の開設者が法人である場合において、その役員又は当該介護医療院の管理者のうちに許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二 介護医療院の開設者が第七條第三項第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないものである場合において、その管理者が許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 市町村は、第二十八條第五項の規定により委託した調査又は保険給付に係る介護医療院サービスを行った介護医療院について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該介護医療院の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、介護医療院に入所している者の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に對し同項の事務を行うことを指示することができる。

(公示)

第百十四条の七 都道府県知事は、次に掲げる場合には、介護医療院の開設者の名称又は氏名、当該介護医療院の所在地その他の厚

生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

- 一 第七十七条第一項の規定による許可をしたとき。
- 二 第十三条第二項の規定による停止の届出があつたとき。
- 三 前条第二項又は第一百五十五条の三十五第六項の規定により第七十七条第一項の許可を取り消し、又は許可の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(医療法の準用)

第一百四十四条の八 医療法第九条第二項の規定は、介護医療院の開設者について、同法第十五条第一項及び第三項の規定は、介護医療院の管理者について、同法第三十条の規定は、第一百四十四条の三、第一百四十四条の四第一項、第一百四十四条の五第三項及び第一百四十四条の六第一項の規定による処分について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的認許等は、政令で定める。

(医療法との関係等)

第一百五十五条 介護医療院は、医療法にいう病院又は診療所ではない。ただし、同法及びこれに基づき命令以外の法令の規定(健康保険法、国民健康保険法その他の法令の政令で定める規定を除く。)において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護医療院(政令で定める法令の規定にあつては、政令で定めるものを除く。)を含むものとする。

2 介護医療院の開設者は、医療法第三条第一項の規定にかかわらず、当該介護医療院の名称中に介護医療院という文字を用いることができる。

(指定介護予防サービス事業者の指定)

第一百五十五条の二 (略)

2・3 (略)

41 関係市町村長は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府

(新設)

(指定介護予防サービス事業者の指定)

第一百五十五条の二 (略)

2・3 (略)

(新設)

